

東北防衛局広報委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 9 日

東北防衛局長 深澤 雅貴

東北防衛局広報委員会の設置に関する達

東北防衛局広報委員会の設置要綱（平成 2 5 年東北防衛局達第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 東北防衛局における広報活動に関し、国民にとって分かりやすい広報を積極的に行い、組織全体として常に緊密な情報共有及び連携強化を図るとともに、効果的かつ適正な実施に必要な検討を目的とし、東北防衛局広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成等）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 局長

(2) 委員 防衛補佐官、会計監査官、総務部長、企画部長、調達部長、三沢防衛事務所長、郡山防衛事務所長

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が特に指示するときは、総務部長が委員長の職務を行う。

4 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、第 1 項に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

（実施方針）

第 3 条 委員会は、広報活動全般に関する実施方針の検討及び策定を行う。

2 委員会は、策定した広報活動の実施方針を、関係部署に対し示し、速やかな広報の実施を指示するものとする。

（作業部会の設置等）

第 4 条 委員会の下に、委員会による実施方針の検討及び策定に資するため、委員会の指示を受けて必要な処理を行う作業部会を置き、次の各号に掲げる

者をもって構成する。

- (1) 作業部会長 総務部長
- (2) 作業部員 各部次長、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、報道官、三沢防衛事務所次長、郡山防衛事務所主任検査官
- 2 作業部会長は、作業部会を招集し、会務を掌理する。
- 3 作業部会長は、原則として毎月1回作業部会を招集するものとする。
- 4 作業部会長に事故があるとき、又は作業部会長が特に指示するときは、総務課長が作業部会長の職務を行う。
- 5 作業部会長は、作業部会における検討のために必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 6 作業部会長は、作業部会において処理した事項について、委員会に報告するものとする。

(若手職員チームの設置等)

第5条 若手職員の柔軟な発想を広報活動に取り入れるため、作業部会の下に若手職員チームを設置する。

- 2 若手職員チームは、入省2年目から10年目までの職員のうち、各課及び各事務所1名を基準として、立候補又は各部及び各事務所からの推薦を受け、作業部会長が指定する者をもって構成する。
- 3 若手職員チームに、委員の互選によりチーム長1人及び副チーム長1人を置く。
- 4 チーム長は、若手職員チームを召集し、会務を整理する。
- 5 チーム長に事故があるとき、又はチーム長が特に指示するときは、副チーム長がチーム長の職務を行う。

(関係部署の協力)

第6条 関係部署は、委員会及び作業部会から協力要請がある場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、総務課において処理する。

(委任規定)

第8条 この達の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。